

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 3 日

民間保育所設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 多田 博史

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和 3 年度東京都保育士等キャリアアップ
補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金の取扱いについて

平素より東京都の保育行政の推進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を考慮し、東京都保育士等
キャリアアップ補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金(以下、「本補助金等」とする。)
について、当該年度限りの取扱いをお示ししました。

今年度につきましては、本補助金等に関して下記のとおり現時点での取扱いをお示しいた
します。また、下記でお示した本補助金等の取扱いについては、令和 3 年度のみ適用とな
るものですので御留意ください。

なお、これまで発出した事務連絡につきましては、都のホームページに掲載しております
ので、御参照ください。

(都 HP : <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/jigyo/kyaria-hoiku.html>)

記

1 東京都保育士等キャリアアップ補助金

昨年度は、3年に1度、福祉サービス第三者評価を受審及び公表しなければ補助額が2分
の1に減額となる要件について、令和2年度が未受審3年目に当たる場合であっても、当該
年度については受審及び公表を行わなくても減算とはならない取扱いでしたが、今年度につ
いては、従前どおりの取扱いとさせていただきます。そのため、令和3年度が未受審3年目
(もしくはそれ以上)に当たる場合は、補助額が2分の1に減額となりますので、御注意く
ださい。(※別紙1参照)

2 東京都保育サービス推進事業補助金

(1) 零歳児保育、分園設置、夜間保育

毎月初日の在籍対象児童数に基づき算定される加算です。そのため、新型コロナウイルス
感染症により保育所を臨時休園した期間であっても、対象としていただいて構いません。

(2) 障害児保育

毎月初日の対象利用児童数などにに基づき算定される加算ですが、新型コロナウイルス感染症により保育所を臨時休園した期間においては、当該児童について当該期間中に公定価格が支給されている場合は、対象としていただいて構いません。

(3) アレルギー児対応

毎月初日の対象利用児童数などにに基づき算定される加算ですが、臨時休園により1度も出席しなかった月がある児童であっても、当該児童について当該月に公定価格が支給されており、その他開園期間中に加算項目説明資料にあるような支援を実施している場合は、対象としていただいて構いません。(※別紙2参照)

(4) 育児困難家庭への支援、外国人児童受入れ

従前どおりの取扱いであり、特別な取扱いはございませんが、休園中についても、加算項目説明資料のQ & Aにあるような支援等を行っていただければ算定は可能です。(※別紙2参照)

(5) 次世代育成支援(小中高生の育児体験受入れ)、育児不安の軽減(保育所体験、出産を迎える親の体験学習)

都が発出した令和3年7月5日付事務連絡『令和3年度東京都保育サービス推進事業補助金における「小中高生の育児体験受入れ」、「保育所体験」及び「出産を迎える親の体験学習」の実施方法について』及び令和3年8月6日付事務連絡『東京都保育サービス推進事業補助金における「小中高生の育児体験受入れ」の算定について』により、算定の条件等について考え方を示しております。(※別紙3、別紙4参照)

(6) 延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育、一時預かり事業・定期利用保育事業、年末年始保育、保育人材の確保・育成(保育拠点活動支援)、第三者評価受審費加算

従前どおりの取扱いであり、特別な取扱いはございません。

3 問い合わせ先

東京都 福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課 保育助成担当 飯高、魚井、中島
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-7682